

令和2年度第1回山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議要旨

令和2年8月
(書面開催)

報告事項

1. 山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議について

- 山梨県障害者幸住条例は、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」)7条、8条、そして17条を受けて、37条に、「山梨県障害者差別解消地域協議会」(以下、「協議会」)を組織することを定めている。協議会の目的は、相談業務を円滑に進めるための指導又は助言、その他障害を理由とする差別を解消するための取組を行い、共生社会を構築するための施策の推進に寄与することである。協議会の設置にあたり、「山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議設置要綱」(以下、「設置要綱」)を作成した。
- 協議会の業務内容は、「合理的配慮に関する情報の共有」、「合理的配慮に向けた取組の検討」、「困難事案への対応にかかる協議調整」の3点である。協議会の委員は、設置要綱の4条に示す団体(「別表『障害者差別解消支援ネットワーク会議 構成団体』」)の推薦を受けた者とする。協議会における情報の共有として、「ネットワーク通信 山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議」を発行する。

2. 令和元年度障害を理由とする差別の解消に関わる取組等について

- 令和元年度も、県や市町村、関係機関が、障害を理由とする差別の解消に関わる取組を推進した。(障害者差別解消推進法等の周知、「障害者週間」の取組、「バリアフリー宣言事業所」の登録、「やまなし思いやりパーキング制度」、「やまなし思いやりマップ」の取組他)
- 山梨県では、福祉保健部障害福祉課に障害者差別解消推進員2名を配置し、各市町村には障害者差別地域相談員を委嘱している。令和元年度は、合計で46名の障害者差別地域相談員が配置された。
- 令和元年度の障害を理由とする差別の相談件数は52件。そのうち、不当な差別の訴えに関わる相談は22件、合理的配慮の提供に関わる相談は30件であった。
- 令和元年度の相談状況で見られた特徴と不当な差別の訴えの相談事例の一部、合理的配慮の相談事例の一部については、別添資料のとおり。